

弘前市職員採用資格試験を次のとおり行います。

令和5年7月10日

弘前市長 櫻田 宏

1 試験職種、職務内容及び採用予定人数

試験職種	職務内容	採用予定人数
学芸員（美術）	市立博物館等において、美術工芸品等の資料の収集・保存・展示・調査研究および教育普及など学芸員としての専門的業務のほか、入館者対応業務等に従事	1人

弘前市職員採用情報



2 受験資格

次の(1)から(6)までの要件をすべて満たす者が受験できます。

- (1) 昭和54年4月2日以降に生まれた者
- (2) 日本国籍を有する者
- (3) 地方公務員法第16条に定める欠格条項（次のアからウ）のいずれにも該当しないこと。
 - ア 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - イ 弘前市の職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
 - ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- (4) 学校教育法に定める大学で主に日本美術史を専攻した者
- (5) 博物館法（昭和26年法律第285号）第5条の規定による学芸員資格を有する者
- (6) 博物館、美術館等で1年以上の勤務経験があり、展覧会の実務に関する知識と経験を有する者

3 第一次試験

- (1) 試験の方法 書類審査
- (2) 第一次試験合格発表予定日 令和5年10月10日（火）
弘前市役所前の掲示板（観光館側公衆電話横）に掲示します。
文書による通知は、合格者のみに行います。
市のホームページにも掲載予定です。ホームページ・アドレス <http://www.city.hirosaki.aomori.jp>

4 第二次試験

- (1) 試験日及び場所 第一次試験合格者に対して、直接通知します。
- (2) 試験の方法 事務適性検査、性格検査及び面接試験を行います。

5 合格から採用まで

最終合格者は、採用候補者名簿に記載されます。採用候補者名簿の有効期間は、原則として合格発表の日の翌日から起算して1年間です。採用の時期は、原則として令和6年4月1日以降ですが、状況によりそれ以前となる場合もあります。

最終合格者であっても、採用までに公務員としてふさわしくない行為等があった場合には、採用されないこともあります。

6 試験結果の提供

この試験で不合格になった場合、個人情報の保護に関する法律第69条第2項第1号の規定により、受験者本人が口頭で試験結果の提供を求めることができます。なお、本人以外の代理人には提供しません。

提供を求める際には、本人確認が可能な顔写真が添付された書類（マイナンバーカード、運転免許証、パスポート、学生証等）を持参し、総務部人事課（市役所前川本館2階）へ直接おいでください。

受付時間は、平日の、午前8時30分から午後5時までです。

提供する期間は、合格発表の日から1か月間です。

提供する内容は、第一次試験、第二次試験ともに順位と得点です。

7 給与・勤務条件等（令和5年4月1日現在）

- (1) 基本給月額（初任給） 204,200円（大学終了後、実務経験3年の場合）
※上記の初任給は参考額であり、職務経験により異なります。
※今後、人事院勧告による国家公務員の給与改定等を踏まえ、改定（引上げ又は引下げ）することもあります。
- (2) 諸手当 6月、12月に期末・勤勉手当が、11月～3月に寒冷地手当が支給されます。
また、要件を満たした場合には、扶養手当、住居手当、通勤手当等が支給されます。
- (3) 勤務時間 1日7時間45分、週38時間45分（原則）
- (4) 休暇制度 年次有給休暇（年20日。4月1日採用の場合、その年は15日。残日数は、20日を限度として翌年に繰越し）
病気休暇、特別休暇等

8 受験手続

次の書類を弘前市総務部人事課人事研修係（市役所前川本館2階）に提出してください。

- 受験申込書 1通 必要な事項を記入し、必ず顔写真を貼ってください。
- 個人調書 1部 展示に関わった展覧会のパンフレット、図録の写し等がある場合は、実務経験に関する資料として添付していただいて構いません。

○卒業論文又は研究論文の写し 2部

○成績証明書（最終学校）

○博物館学芸員資格証明書

記載事項に不正があると受験が無効となったり、合格が取り消される場合があります。

※受験申込書及び個人調書の様式は市ホームページからダウンロードできます。

受験申込書及び個人調書はA4サイズの紙に印刷して提出してください（両面印刷可）。

※郵送で入手したい場合は、返送先の住所・氏名を明記し、120円切手を貼付した返信用封筒（角2号）を同封して、封筒の表に「学芸員試験案内希望」と朱書きして、弘前市総務部人事課人事研修係へ郵送してください。

9 申込受付期間等

○申込受付期間 令和5年7月10日（月）から令和5年8月31日（木）まで（必着）
（土曜日、日曜日及び祝日は閉庁していますので、受付をしません。）

○受付時間 午前8時30分から午後5時まで。（この時間内に受付場所に到着したものに限り受付をします。）

○受付場所 市役所前川本館2階人事課人事研修係

なお、郵送による場合は、令和5年8月31日（木）までに到着したものに限り受付をします。

また、簡易書留によらない場合の郵便の事故等については、一切考慮しません。

10 問い合わせ先

問い合わせは、弘前市総務部人事課人事研修係（〒036-8551 弘前市大字上白銀町1-1

電話 0172-35-1111 内線533・544 又は 0172-35-1119（直通））にしてください。

試験に関する情報は、市ホームページ及び弘前市職員採用試験公式ツイッターに掲載しています。